

京都都市計画（京都国際文化観光都市建設計画）都市計画事業上鳥羽南部地区土地区画整理事業施行規程等の一部を改正する条例（平成23年3月30日京都市条例第 91 号）
（建設局都市整備部市街地整備課）

本市が施行する京都都市計画（京都国際文化観光都市建設計画）都市計画事業上鳥羽南部地区土地区画整理事業ほか3土地区画整理事業における保留地の処分の方法は、国の指導に基づき、地価の著しい高騰を招かないよう、原則として公開による抽選によるものとされています。

しかし、今日の経済情勢を勘案すると、公開による抽選以外の方法によったとしても、地価の著しい高騰を招くおそれは少ないと考えられることから、当該保留地をより有利な価格で処分するため、次のとおり関係する施行規程に一般競争入札の方法を導入することとしました。

この条例は、平成23年4月1日から施行することとしました。

京都都市計画（京都国際文化観光都市建設計画）都市計画事業上鳥羽南部地区土地区画
整理事業施行規程等の一部を改正する条例を公布する。

平成23年3月30日

京都市長 門川 大作

京都市条例第 91 号

京都都市計画（京都国際文化観光都市建設計画）都市計画事業上鳥羽南部地区
土地区画整理事業施行規程等の一部を改正する条例

（京都都市計画（京都国際文化観光都市建設計画）都市計画事業上鳥羽南部地区土地区画
整理事業施行規程の一部改正）

第1条 京都都市計画（京都国際文化観光都市建設計画）都市計画事業上鳥羽南部地区土
地区画整理事業施行規程の一部を次のように改正する。

目次中「第20条」を「第21条」に、「第21条～第25条」を「第22条～第2
6条」に、「第26条～第30条」を「第27条～第31条」に改める。

第18条第1項を次のように改める。

保留地の処分は、一般競争入札（以下「入札」という。）又は公開による抽選（以
下「抽選」という。）によるものとする。ただし、次に掲げる場合においては、随意
契約によることができる。

- (1) 国、地方公共団体又は公益法人若しくはこれに類する団体と契約を締結するとき。
- (2) 入札に付し、入札者が1人であるとき、又は入札者若しくは落札者がいないとき。
- (3) 抽選に付し、申込者が1人であるとき、又は申込者がいないとき。
- (4) 落札者又は当選者が契約を締結しないとき。
- (5) その他市長が入札及び抽選によることが不適當であると認めるとき。

第30条を第31条とし、第26条から第29条までを1条ずつ繰り下げる。

第7章中第25条を第26条とし、第21条から第24条までを1条ずつ繰り下げる。

第6章中第20条の次に次の1条を加える。

（入札及び抽選の方法等）

第21条 入札及び抽選の方法その他保留地の処分に関し必要な事項は、別に定める。

（京都都市計画（京都国際文化観光都市建設計画）都市計画事業伏見西部第三地区土地区
画整理事業施行規程の一部改正）

第2条 京都都市計画（京都国際文化観光都市建設計画）都市計画事業伏見西部第三地区

土地区画整理事業施行規程の一部を次のように改正する。

第21条第1項を次のように改める。

保留地の処分は、一般競争入札（以下「入札」という。）又は公開による抽選（以下「抽選」という。）によるものとする。ただし、次に掲げる場合においては、随意契約によることができる。

- (1) 国、地方公共団体又は公益法人若しくはこれに類する団体と契約を締結するとき。
- (2) 入札に付し、入札者が1人であるとき、又は入札者若しくは落札者がいないとき。
- (3) 抽選に付し、申込者が1人であるとき、又は申込者がいないとき。
- (4) 落札者又は当選者が契約を締結しないとき。
- (5) その他市長が入札及び抽選によることが不適當であると認めるとき。

第24条（見出しを含む。）中「公開による」を「入札及び」に改める。

（京都都市計画（京都国際文化観光都市建設計画）都市計画事業伏見西部第四地区土地区画整理事業施行規程の一部改正）

第3条 京都都市計画（京都国際文化観光都市建設計画）都市計画事業伏見西部第四地区土地区画整理事業施行規程の一部を次のように改正する。

第21条第1項を次のように改める。

保留地の処分は、一般競争入札（以下「入札」という。）又は公開による抽選（以下「抽選」という。）によるものとする。ただし、次に掲げる場合においては、随意契約によることができる。

- (1) 国、地方公共団体又は公益法人若しくはこれに類する団体と契約を締結するとき。
- (2) 入札に付し、入札者が1人であるとき、又は入札者若しくは落札者がいないとき。
- (3) 抽選に付し、申込者が1人であるとき、又は申込者がいないとき。
- (4) 落札者又は当選者が契約を締結しないとき。
- (5) その他市長が入札及び抽選によることが不適當であると認めるとき。

第24条（見出しを含む。）中「公開による」を「入札及び」に改める。

（京都都市計画（京都国際文化観光都市建設計画）都市計画事業伏見西部第五地区土地区画整理事業施行規程の一部改正）

第4条 京都都市計画（京都国際文化観光都市建設計画）都市計画事業伏見西部第五地区土地区画整理事業施行規程の一部を次のように改正する。

第22条第1項を次のように改める。

保留地の処分は、一般競争入札（以下「入札」という。）又は公開による抽選（以下「抽選」という。）によるものとする。ただし、次に掲げる場合においては、随意契約によることができる。

- (1) 国、地方公共団体又は公益法人若しくはこれに類する団体と契約を締結するとき。
- (2) 入札に付し、入札者が1人であるとき、又は入札者若しくは落札者がいないとき。
- (3) 抽選に付し、申込者が1人であるとき、又は申込者がいないとき。
- (4) 落札者又は当選者が契約を締結しないとき。
- (5) その他市長が入札及び抽選によることが不適當であると認めるとき。

第25条（見出しを含む。）中「公開による」を「入札及び」に改める。

附 則

この条例は、平成23年4月1日から施行する。

（建設局都市整備部市街地整備課）